

3548の項中「SP274」の下に「SP310」を加え、同表3550の項の次に次のように加える。

3551	ナトリウムイオン電池 (有機電解質を使用したもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	SODIUM ION BATTERIES with organic electrolyte	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P903 P908 P909 P910 P911	—	LP903 LP904 LP905 LP906	—	—	—	—	—	—	—	A SW19	—	SP188 SP230 SP310 SP348 SP376 SP377 SP384 SP400 SP401
3552	ナトリウムイオン電池 (装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものであって、有機電解質を使用したもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	SODIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT or SODIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT, with organic electrolyte	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P903 P908 P909 P910 P911	—	LP903 LP904 LP905 LP906	—	—	—	—	—	—	—	A SW19	—	SP188 SP230 SP310 SP348 SP360 SP376 SP377 SP384 SP400 SP401
3553	ジシラン	DISILANE	高压ガス	引火性 高压ガス	2.1	—	—	—	—	—	P200	—	—	—	—	—	—	—	—	D SW2	SG43 SG46	—	
3554	ガリウム (機械類、日用品等に含まれるガリウムに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	GALLIUM CONTAINED IN MANUFACTURED ARTICLES	腐食性物質	—	8	—	—	—	5kg	—	P003	PP90	—	—	—	—	—	—	—	B SW1	—	SP366	
3555	トリフルオロメチルテトラゾールナトリウム塩 (68質量%以上のアセトンで鈍性化したものに限る。)	TRIFLUOROMETHYLTETRAZOLESONIUM SALT IN ACETONE, with not less than 68% acetone, by mass	引火性 液体類	—	3	—	—	II	—	—	P303	PP26	—	—	—	—	—	—	—	SP28 D SW1 SW11 H2 H3	SG30	—	

3556	車両 (リチウムイオン電池を動力源とするもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	VEHICLE, LITHIUM ION BATTERY POWERED	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P912	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	—	SP384 SP388 SP405 SP961 SP962
3557	車両 (リチウム金属電池を動力源とするもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	VEHICLE, LITHIUM METAL BATTERY POWERED	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P912	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	—	SP384 SP388 SP405 SP961 SP962
3558	車両 (ナトリウムイオン電池を動力源とするもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	VEHICLE, SODIUM ION BATTERY POWERED	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P912	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	—	SP384 SP388 SP404 SP405 SP961 SP962 SP977
3559	消火剤散布装置	FIRE SUPPRESSANT DISPERSING DEVICES	有害性物質	—	9	—	—	—	—	—	P902	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	—	SP407
3560	水酸化テトラメチルアンモニウム (水溶液) (濃度が25質量%以上のものに限る。)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE AQUEOUS SOLUTION with not less than 25% tetramethylammonium hydroxide	毒物類	毒物	6.1	—	8	I	—	E5	P001	—	—	—	—	—	T14	TP2	—	—	D SW2	SG35 SGG2 SGG18	SP408

別表第一備考一③の表中

シクロヘキサノンパーオキシサイド (濃度が91質量%以下のものであって9質量%以上の水を含むものに限る。)	CYCLOHEXANONE PEROXIDE (S) ($\leq 91\%$, Water $\geq 9\%$)	OP6			(13)
シクロヘキサノンパーオキシサイド (濃度が91質量%以下のものであって9質量%以上の水を含むものに限る。)	CYCLOHEXANONE PEROXIDE (S) ($\leq 91\%$, Water $\geq 9\%$)	OP6			(13)
ジ-2, 4-ジクロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下であってシリコンオイルでペースト状にしたものに限る。)	DI-2, 4-DICHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste with silicon oil)	OP5			

改め 回表中

エチルメチルケトンパーオキシサイド (55質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE (S) (Diluent type A $\geq 55\%$)	OP7			(9)
エチルメチルケトンパーオキシサイド (55質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE (S) (Diluent type A $\geq 55\%$)	OP7			(9)
エチルメチルケトンパーオキシサイド (41質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、9質量%以上の水を含むものに限る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE (S) (Diluent type A $\geq 41\%$, Water $\geq 9\%$)	OP7			(33) (34)

改め 回表中

2, 2-ジ- (4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の固体希釈材を含むものに限る。)	2, 2-DI-(4, 4-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXYL) PROPANE ($\leq 42\%$, Inert Solid $\geq 58\%$)	OP7			
ジ-2, 4-ジクロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下であってシリコンオイルでペースト状にしたものに限る。)	DI-2, 4-DICHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste with silicon oil)	OP7			
2, 2-ジ- (4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の固体希釈材を含むものに限る。)	2, 2-DI-(4, 4-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXYL) PROPANE ($\leq 42\%$, Inert Solid $\geq 58\%$)	OP7			

改め 回表中

クミルハイドロパーオキシサイド (濃度が90質量%以下のものであって、10質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL HYDROPEROXIDE ($\leq 90\%$, Diluent type A $\geq 10\%$)	OP8			
--	--	-----	--	--	--

を

に

を

に

を

に

を

クミルハイドロパーオキサイド (濃度が90質量%以下のものであって、10質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL HYDROPEROXIDE (≦90%, Diluent type A≧10%)	OP8			
ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が42質量%以下のものであって、38質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、13質量%以上の水を含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE (≦42%, Diluent type A≧38%, Water ≧13%)	OP8			

改める。

別表第一備考1③の表注5③の次に次のように加える。

③ 活性酸素濃度が10%以下のものに適用すること。

④ エチルメチルケトンに加えて希釈剤A及び水を55%以上含有するものであること。

別表第一備考1⑤の3082の項（化学名の羅のりや日本語名の羅のり「塩素化パラフィン」(炭素数14から17までのものと炭素数が13以下のものとの混合物であって、炭素数が13以下のものを1質量%以上含んでいるものに限る。))にあるやろに條の語を「以上」や「を超えて」に改める。

別表第一備考2①②の表中「物質又はその混合物」を「爆発性物質」に改める。

別表第一備考2④⑤の表中「以上の」を「を超える」に改める。

別表第一備考2④⑤の表注2中「しない」を「ただし、国連番号が1361の危険物に関しては、容器等級Ⅲに該当しない場合であっても、容器等級Ⅲに該当するものとみなす」に改める。

別表第一備考5の表SP236の項の次に次のように加える。

SP251	備考10のSP251の1(2)の要件に適合する危険物を収納する化学検査キット又は救急キットであって、当該化学検査キット又は救急キットに収納される危険物の容量が、(2)の記号で定める容量以下であるものは、少量危険物として運送することができる。
-------	--

別表第一備考5の2②の表SP340の項中「SP251の1(2)」を「SP251の1(1)」に改める。

別表第一備考6①②P002の表注3中「1361、」を削る。

別表第一備考6①②P003の表注2中「又は適切なオーバーバックに収納して運送するときには」を「、適切なオーバーバック又は」に改め「できる」を「」に「。この場合には、収納する危険物の質量は400kgを超えることができる」に改める。

別表第一備考6①②P003の表注2中「3506」を「及び3554」に改める。

別表第一備考6①②P006の表中「1A1、1B1」を「1A2、1B2」に改め、同表注6の次に次のように加える。

9 試作品又は生産数量が100個以下のリチウム単電池又は組電池を含む物品は、リチウム単電池又は組電池が危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件に適合しないものを運送する場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

(1) 容器等級がⅡの危険物を収納することができる容器（1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2）に収納すること。

(2) 運送中において、容器内での物品の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。

(3) 次の要件を満たしている場合には、無外装で運送することができる。

イ 物品が通常の運送状態で遭遇する衝撃及び荷重に耐える十分な強度を有すること。

ロ 物品が通常の運送状態における移動を防止するために木枠その他の容器に固定されていること。

別表第一備考6①②P200の表中

3318	アンモニア水溶液 (15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充電禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	C		P	1,000L（継目なし容器にあっては3,000L）
3337	冷媒用ガスR404A		1.39	1.13	P	
3338	冷媒用ガスR407A		1.17	1.01	P	
3339	冷媒用ガスR407B		1.21	1.00	P	
3340	冷媒用ガスR407C		1.15	1.01	P	
3354	殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		C		P	

に

を

3355	殺虫ガス類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		C	P	
3374	アセチレン (溶媒を含まないもの)		C	P	

3318	アンモニア水溶液 (15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	C		P	1,000L (継目なし容器にあつては3,000L)
3337	冷媒用ガスR404A		1.39	1.13	P	
3338	冷媒用ガスR407A		1.17	1.01	P	
3339	冷媒用ガスR407B		1.21	1.00	P	
3340	冷媒用ガスR407C		1.15	1.01	P	
3354	殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		C		P	
3355	殺虫ガス類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		C		P	
3374	アセチレン (溶媒を含まないもの)		C		P	
3553	ジシラン		1.43	1.38	P	

改める。

別表第一備考 6 (1) (P203 の表註 4 の次に次のように加える。

- 5 ドライアイス、液体窒素その他の冷却剤を使用する場合は、IMDGコード5. 5. 3の要件に適合しなければならない。

別表第一備考 6 (1) (P206 の表註

IMDGコード4. 1. 4. 1の「P206」に適合するもの

IMDGコード4. 1. 4. 1の「P206」に適合するもの
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP89 IMDGコード4. 1. 4. 1「P206」欄の「PP89」に適合するもの PP97 IMDGコード4. 1. 4. 1「P206」欄の「PP97」に適合するもの

改める。

別表第一備考6(1)(i)P302の表の次に次の表を加える。

P303	
外装容器の種類	外装容器の許容容量
1H1	250L
注 1 直立状態で運送すること。 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP26 容器の材質に鉛が含まれていないこと。	

別表第一備考6(1)(i)P520の表4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2の許容質量又は許容容量の欄の4のOP8の欄に「200kg」や「200kg^{註7}」とある。同表に「収納方法がOP8であって、外装容器が4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2である」や「最大正味質量」とある。

別表第一備考6(1)(i)P603の表注4中「及び6.4.11.2」とある。

別表第一備考6(1)(i)P800の表注2中「を使用する場合には、外装容器は二酸化炭素ガスの放出を可能にするものであること」や「、液体窒素その他の冷却剤を使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない」とある。

別表第一備考6(1)(i)P801の表注3中「非電導物質」や「非導電物質」とある。

別表第一備考6(1)(i)P803の表4

注 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。

注 1 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。
2 容器は、第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合しなければならない。

がある。

別表第一備考6(1)(i)P901の表注2の次に次のものが加えられる。

3 ドライアイスを冷却剤として使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない。

別表第一備考6(1)(i)P902の表注2中「製造工場」や「国連番号が3559の危険物を除き、製造工場」とある。

別表第一備考6(1)(i)P907の表注2中「機械」や「物品、機械」とある。同表注3中「機械中」や「物品、機械又は装置中」に「機械又は装置から」や「物品、機械又は装置から」とある。同表注4中「機械」や「物品、機械」に「かつ」や「又は」とある。同表注5中「機械」や「物品、機械」とある。

別表第一備考6(1)(i)P908の表注1中「リチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置」や「単電池若しくは組電池又はこれらの電池が組み込まれている装置」とある。同表注2及び注4中「非電導性」や「非導電性」とある。

別表第一備考6(1)(i)P909の表注1中「リチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池」や「リチウムイオン単電池及び組電池、リチウム金属単電池及び組電池、ナトリウムイオン単電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの」とある。同表注1の3中「非電導性」や「非導電性」とある。同表注2の3中「リチウムイオン電池」や「リチウムイオン単電池又はナトリウムイオン単電池」とある。「リチウムイオン組電池」の「」に「又はナトリウムイオン組電池」とある。「リチウム金属電池」や「リチウム金属単電池」とある。同表注3の3中「非電導性」や「非導電性」とある。

別表第一備考6(1)(i)P910の表注1中「リチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池」や「リチウムイオン単電池又は組電池並びにリチウム金属単電池又は組電池、ナトリウムイオン単電池又は組電池」とある。同表注2の3及び3の注3の3中「非電導性」や「非導電性」とある。

別表第一備考6(1)(i)P911の表注1中「リチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた」や「単電池及び組電池並びにこれらの電池が組み込まれている」とある。別表第一備考6(1)(i)P911の表の次に次の表を加える。

P912			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器			
注1 車両は、適切な材料で作られ、容量とその使用目的に応じた十分な強度と設計を備えた強固な外装容器に固定しなければならない。なお、容器検査を必要としない。 2 運送中の誤作動を防止する措置が講じられていること。 3 車両は運送中に移動しないよう固定されていること。			

- 4 質量が30kg以上のものについては次のいずれかの方法により運送することができる。
- (1) 木枠又はパレットに固定すること。
 - (2) 無外装（直立状態を維持できる車両であって、かつ、当該車両に搭載された電池が損傷しないよう適切に保護されているものに限る。）
 - (3) 車両が転倒しないよう固定して、貨物輸送ユニットに収納すること。

別表第一備考6②③LP03の表註へ付し、次のとおりとする。

8 試作品又は生産数量が100個以下のリチウムイオン単電池及び組電池並びにリチウム金属単電池及び組電池を運送する場合は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 物品は、不慮の作動が防止できるような容器に収納して運送されなければならない。
- (2) 運送中において、大型容器内の物品の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響が最小となるよう、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。

別表第一備考6②③LP903の表註へ付し「蓄電池は大型容器内での移動によって発生する損傷を防止できるよう包装されたものでなければならない」や「総質量が500gを超える単電池、総質量が12kgを超える組電池又は国連番号が3090、3091、3480、3481、3551若しくは3552の単電池若しくは組電池が組み込まれた装置を収納する場合に限る」に改める。

- 2 単電池、組電池又はこれらの電池が組み込まれた装置は、通常の運送状態において、容器内での移動、他の電池（装置に組み込まれたものを含む。）との接触又は荷重に起因する損傷を防ぐために、内装容器又は緩衝材若しくは仕切り材を使用しなければならない。

- 3 複数の単電池、組電池又はこれらが組み込まれた装置を容器に収納する場合、袋のみで包装してはならない。

別表第一備考6②③LP904の表註へ付し「リチウムイオン電池」や「単電池」に、リチウム金属電池及び組電池」や「単電池及び組電池が組み込まれた」や「電池が組み込まれている」に改める。

別表第一備考6②③LP905の表註へ付し「リチウムイオン電池」や「リチウムイオン単電池」に「並びにリチウム金属電池」や「、リチウム金属単電池及び組電池並びにナトリウムイオン単電池」に改める。同表註の②及び③並びに表3③付し「非導電性」や「非導電性」に改める。

別表第一備考6②③LP906の表註へ付し「リチウムイオン電池」や「リチウムイオン単電池」に「リチウム金属電池」や「リチウム金属単電池」に「並びにこれらの単電池及び」や「、ナトリウムイオン単電池及び組電池並びに単電池又は」に「組み込まれた」や「組み込まれている」に改める。

別表第一備考6②③IBC03の表註へ付し「31H1、31H2及び31HZ1に限ること。この場合、危険物の蒸気圧について制限を受けない」や「危険物の蒸気圧に関わらず、IBC容器を使用することができる」に改める。

別表第一備考6③③IBC520の表註

ジ（3，5，5－トリメチルヘキサノイル）パーオキシaid（濃度が52質量％以下であって、安定な水分散体としたもの）	31A	1250	+10℃	+15℃	に
ジ（3，5，5－トリメチルヘキサノイル）パーオキシaid（濃度が52質量％以下であって、安定な水分散体としたもの）	31HA1	1000	+10℃	+15℃	
	31A	1250	+10℃	+15℃	

改める。

別表第一備考6④④T23の表3109の真化学名の欄に「もの」の付し、同表3110の真に「」や「」に改める。同表3119の真に「」や「」に改める。同表註へ「から(3)」や「から(4)」に改める。③を付し、②を付し、「(1) 濃度が65％の水溶液と同等の安全性が確保される場合に限る。」の付し、「(2) 希釈剤Bはターシャリーブチルアルコールに限る。」に改める。

別表第一備考6④④の表註TP41の真に次のとおりとする。

TP42	ポータブルタンクは、セシウムやルビジウムを含有する液体の運送に使用してはならない。
------	---

別表第一備考6⑥⑥の表SP28の真に「する」の付し、「。別表第1の品名の欄に希釈剤の記載のないものは、同欄に掲げる濃度の基準を超えてはならない」に改める。同表SP962の真に付し「自動車に」や「車両に」に改める。同表⑥⑥及び⑥⑥付し「自動車」や「車両」に改める。同表⑥⑥付し「IMDGコード2.9.4の規定」や「SP388の要件」に「ことが確認された型式のものである」や「ものであって、損傷、短絡、誤作動を防止するための措置が講じられている」に改める。ただし、取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.7の規定を適用しないに改める。同表⑥⑥付し「リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を自動車から取り外し、SP376の規定に従って運送する」や「ナトリウムイオン電池はSP977の要件に適合するものであって、損傷、短絡、誤作動を防止するための措置が講じられている」に改める。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではないに改める。同表⑥⑥付し「標札等」や「容器、木枠又は他の梱包材で完全に収納（オーバーバックを含む。）された車両を除き、標札」に改める。に「要しない」の付し、「。車両を収納したコンテナ又は自動車等には、標識を付し、規則第28条第4項の規定にしたがって、国連番号を表示すること」に改める。

別表第一備考6(6)の表中

SP965	1 非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあっては、危険な雰囲気形成を妨ぐために防爆型機械式通風装置にて換気され又はドアを開け放ち換気されなければならない。ただし、IMDGコード7.3.7.6の規定により温度管理された非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあってはこの限りではない。 2 次に掲げる要件を満たす場合は、前項の規定によらないことができる。 (1) 気密に密封された液体危険物を収納する要件を満たした容器等級Ⅱの小型容器又はIBC容器に収納されている場合。 (2) IMDGコード4.1.1.10.1に規定する充填率により定まる55℃における全ゲージ圧の1.5倍以上の圧力による水圧試験に合格した表示のある小型容器又はIBC容器 3 発火源から隔離されている場合を除き、「引火性ガスに注意！」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「CAUTION-MAY CONTAIN FLAMMABLE VAPOUR」をコンテナ、自動車等の全てのドアの見やすい位置に表示しなければならない。 4 前項の表示の文字は高さ25ミリメートル以上の大きさの文字とし、危険な雰囲気形成したガス等が完全に除去されるまで、継続して表示されなければならない。
SP965	1 非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあっては、危険な雰囲気形成を妨ぐために防爆型機械式通風装置にて換気され又はドアを開け放ち換気されなければならない。ただし、IMDGコード7.3.7.6の規定により温度管理された非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあってはこの限りではない。 2 次に掲げる要件を満たす場合は、前項の規定によらないことができる。 (1) 気密に密封された液体危険物を収納する要件を満たした容器等級Ⅱの小型容器又はIBC容器に収納されている場合。 (2) IMDGコード4.1.1.10.1に規定する充填率により定まる55℃における全ゲージ圧の1.5倍以上の圧力による水圧試験に合格した表示のある小型容器又はIBC容器 3 次に掲げるすべての要件を満たすまでの間「引火性ガスに注意！」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「CAUTION-MAY CONTAIN FLAMMABLE VAPOUR」をコンテナ、自動車等の全てのドアの見やすい位置に表示しなければならない。 (1) 貨物輸送ユニットは、引火性の蒸気やガスが滞留することのないよう換気されていること。 (2) 付近に発火源がないこと。 (3) 物品がすべて荷下ろしされていること。 4 前項の表示の文字は高さ25ミリメートル以上の大きさの文字とし、危険な雰囲気形成したガス等が完全に除去されるまで、継続して表示されなければならない。

改める。

別表第一備考7の表中SW30の項の次に次のように加える。

SW31	IMDGコード7.4.2.3.2、7.5.2.8又は7.6.2.2に規定する要件に適合すること。
------	--

別表第一備考8の表SG72Dの項中「ジー（2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル）ベンゼン」を「ジー（ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル）ベンゼン」に改める。

別表第一備考9(1)の表2834の項中「(水溶液又は固体)」を「」に改める。

別表第一備考9(8)の表1907及び2030の項中「以上の」を「を超える」に改める。

別表第一備考10の表SP188の項中「リチウムイオン単電池」を「又はナトリウムイオン単電池」を「」を「リチウムイオン組電池」を「」を「又はナトリウムイオン組電池」を「除く。）」を「及びナトリウムイオン組電池」を「」を「外装ケース」を「筐体」に改める。を「単電池及び組電池」を「リチウム単電池及び組電池」に改める。こと。を「。ナトリウムイオン単電池及び組電池は、IMDGコード2.9.5.1、2.9.5.5及び2.9.5.6の規定に適合するものであること」を「」を「導電性」を「導電性」に改める。を「外装容器」を「」を「又は無外装で運送される危険物」を「場合は」を「。オーバーバックに収納され、又は包装されている個々の容器若しくは包装に付された次の表示が外部から容易に確認できる場合を除き」を「」に改める。

別表第一備考10の表SP230の項中「限る」を「」を「。ナトリウムイオン電池は、IMDGコード2.9.5の規定を満たす単電池又は組電池に限る」を「」に改める。

別表第一備考10の表SP251の項中「救命キット」を「救急キット」に改める。

別表第一備考10の表SP252の項を次のように改める。

SP252	1 硝酸アンモニウムの高温濃縮溶液は、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) 濃度が93質量%以下であること。 (2) 7質量%以上の水分が含まれていること。 (3) 可燃性物質の含有率が0.2質量%以下であること。 (4) 塩化物イオンの含有率が0.02質量%を超えないこと。 (5) 濃度が10質量%の水溶液の水素イオン指数（pH）が、25℃において5.0以上7.0以下のものであること。 (6) 140℃以下で運送すること。
-------	---

	2 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1) 濃度が80質量%以下であること。 (2) 可燃性物質の含有率が0.2質量%以下であること。 (3) 硝酸アンモニウムが析出しないこと。 (4) 他の危険性を有しないこと。
--	---

別表第一備考10の表SP280の項中「及び」を「、」と読み替「(非膨脹式のもの)」を「、国連番号0514及び3559の消火剤散布装置」と読み替。
別表第一備考10の表SP296の項中「又はリチウム電池」を「、リチウム電池又はナトリウムイオン電池」と読み替。
別表第一備考10の表SP297の項中「、P800、P901又はP904」を「又はP800」と読み替。
別表第一備考10の表SP310の項中「(a)及び(b)のいずれも、(c)及び(d)のいずれも、(e)及び(f)のいずれも、(g)及び(h)のいずれも」を「試作品又は生産数量が100個以下の単電池又は組電池を試験のために運送する場合は、IMDGコード2.9.4の規定(2.9.4.1、2.9.4.5.7、2.9.4.6.3、2.9.4.6.4及び2.9.4.7の規定を除く。)に適合するものであること。」と読み替。
別表第一備考10の表SP328の項中「又はリチウムイオン電池」を「、リチウムイオン電池又はナトリウムイオン電池」と読み替。「又は3481」を「、3481又は3552」と読み替。
別表第一備考10の表SP348の項中「電池」を「リチウム電池及び令和7年1月1日以降に製造されたナトリウムイオン電池」と読み替。「外装ケース」を「筐体」と読み替。
別表第一備考10の表SP360の項中「又はリチウムイオン電池」を「、リチウムイオン電池又はナトリウムイオン電池」と読み替。「自動車」を「車両」と読み替。「3171」を「3556、3557又は3558」と読み替。
別表第一備考10の表SP365の項中「水銀」を「又はガリウム」と読み替。「3506」を「又は3554」と読み替。
別表第一備考10の表SP366の項中「水銀」を「又はガリウム」と読み替。
別表第一備考10の表SP371の項中「物品を含む」を「物品に限る」と読み替。「16.6.12」を「16.6.1.2」と読み替。「(g)」を「(g)」と読み替。「から」を「16.6.1.3.4、」と読み替。「16.6.1.3.7」を「(b)」と読み替。
別表第一備考10の表SP373の項の次に次のように加える。

SP375	単一容器又は組合せ容器により運送される場合であって、単一容器又は内装容器内の正味量が液体の場合にあっては5L以下、固体の場合にあっては5kg以下である場合は危険物に該当しない。ただし、IMDGコード4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.4から4.1.1.8までの規定に従うこと。
-------	---

別表第一備考10の表SP376の項中「のある」を「リチウム金属単電池又は組電池、」と読み替。「若しくは」を「又は」と読み替。「リチウム金属単電池」を「ナトリウムイオン単電池」と読み替。「及びUN3481」を「、UN3481、UN3551及びUN3552」と読み替。

別表第一備考10の表SP377の項中「される」を「リチウム金属単電池若しくは組電池、」と読み替。「又は」を「若しくは」と読み替。「及びリチウム金属単電池又は」を「又はナトリウムイオン単電池若しくは」に読み替。同項中「2.9.4」を「及び2.9.5」と読み替。同項中「DISPOSAL」又は「DISPOSAL、」を「RECYCLING、」と読み替。「SODIUM ION BATTERIES FOR DISPOSAL」又は「SODIUM ION BATTERIES FOR RECYCLING、」と読み替。

別表第一備考10の表SP379の項中「2012+Amd1:2017」を「2020」と読み替。

別表第一備考10の表SP383の項の次に次のように加える。

SP384	第1号様式における等級9を示す標札(9A)を付すこと。ただし、貨物輸送ユニットには第1号様式における「等級9を示す標札等」を付すこと。
-------	---

別表第一備考10の表SP388の項中「自動車(」を「車両(」と読み替。「燃料電池自動車」を「燃料電池を動力源とする車両」と読み替。同項中「自動車(」を「車両(」と読み替。「の燃料電池自動車」を「の車両」に読み替。「もの」を「燃料電池を動力源とするもの」と読み替。同項中「自動車」を「車両」と読み替。同項中「ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする自動車」を「ナトリウム金属電池及びナトリウム合金電池を動力源とする車両」と読み替。同項中「自動車」を「車両」と読み替。同項中「(a)及び(b)のいずれも、(c)及び(d)のいずれも、(e)及び(f)のいずれも、(g)及び(h)のいずれも」を「6 リチウムイオン電池、リチウム金属電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、電池が搭載された状態で運送される場合、国連番号3556、3557又は3558の危険物に該当する。」と読み替。同項の次に次のように加える。

- 10 リチウムイオン電池のみを動力源とする車両並びに内燃機関及びリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド車両のリチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合するものであること。ただし、取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合には、IMDGコード2.9.4.1、2.9.4.5.7、2.9.4.6.3(該当する場合)、2.9.4.6.4(該当する場合)及び2.9.4.7の規定を適用しない。
- 11 車両に搭載されたリチウム電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を車両から取り外し、SP376の規定にしたがって運送すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。

別表第一備考10の表SP391の項中「又はリチウムイオン組電池」を「、リチウムイオン組電池又はナトリウムイオン組電池」と読み替。同項中「国連番号3090、3091、3480及び3481の危険物並びに備考10のSP391の4(3)の要件に適合する危険物に限る。」を「9A」と読み替。「リチウムイオン組電池」を「又はナトリウムイオン組電池」と読み替。同項の次に次のように加える。

7 損傷を受けたバッテリーは取り外すこと。

別表第一備考10の表SP392の項中「自動車」を「車両」と読み替。

別表第一備考10の表SP395の項の次に次のように加える。

SP396	次の要件を満たす大型の堅牢な構造の物品は、IMDGコード4.1.6.1.5の規定にかかわらず、開栓状態のガスシリンダーを接続させて運送することができる。 (1) ガスシリンダーには、国連番号が1002、1066又は1956の気体が充てんされていること。 (2) ガスシリンダーは、圧力調整弁と固定配管を通じて物品と接続され、物品内のガスの圧力が35キロパスカルを超えないこと。 (3) ガスシリンダーは、動かないように適切に固定され、強力で耐圧性を有するホース又は配管が取り付けられていること。 (4) ガスシリンダー、圧力調整弁、配管及びその他の構成部品は、木枠その他の適切な方法により輸送中の損傷や衝撃から保護されていること。 (5) 窒息のおそれのあるガスが充てんされ、弁が開放された圧縮ガスシリンダーを搭載した貨物輸送ユニットは、適切な換気をするとともにIMDGコード5.5.3.6にしたがって表示を付すこと。この場合、危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 396」と記載すること。
-------	---

別表第一備考10の表SP398の項の次に次のように加える。

SP400	ナトリウムイオン単電池、組電池又はこれらの電池が組み込まれた装置であって、次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1) 短絡させ、完全に放電している状態であること。この場合において、端子間を接続させるなど、電池の短絡が検証可能であること。 (2) 単電池又は組電池は、IMDGコード2.9.5.1、2.9.5.2、2.9.5.4、2.9.5.5及び2.9.5.6の規定に適合するものであること。 (3) SP188(8)に規定する表示を見やすい箇所に付すこと。 (4) 単電池及び組電池（装置に組み込まれている場合を除く。）を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のナトリウム電池が接触するような移動及び漏えいがないこと。 (5) 装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷から保護されていること。また、その装置は、その容量及び意図される使用方法に対して適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること（電池が装置により同等の保護がなされている場合を除く。）。
SP401	水性アルカリ電解液を含むナトリウムイオン電池は、国連番号が2795の危険物に該当する。
SP402	70℃における蒸気圧が1.1メガパスカル以下であること又は50℃における密度が0.525kg/L以上であること。
SP403	次に掲げる要件を満たすニトロセルローズ製メンブランフィルター（ニトロセルローズの含有量が53g/m ² 以下であって、内装容器1個あたりに収納されたニトロセルローズの正味質量が300g以下のものに限る。）は、危険物に該当しない。 (1) ニトロセルローズ製メンブランフィルターの各層の間に最小80g/m ² の剥離紙に挟まれて包装されていること。 (2) ニトロセルローズ製メンブランフィルターと剥離紙の配列が容器内で維持されるよう、次のいずれかの措置が講じられていること。 (i) ロールの場合は、最小80g/m ² のプラスチック製のホイル又はISO15105-1：2007に基づき測定した酸素透過率が0.1%以下のアルミニウムの袋に包装されていること。 (ii) シートの場合は、最小250g/m ² の紙袋又はISO15105-1：2007に基づき測定した酸素透過率が0.1%以下のアルミニウムの袋に包装されていること。 (iii) 円形のフィルターの場合は、ディスクホルダー若しくは最小250g/m ² のファイバ製の容器又は合計が最小100g/m ² の紙及びプラスチックで構成された袋に一枚ずつ包装されていること。
SP404	ナトリウムイオン電池が短絡され、完全に放電した状態であることが容易に検証することができる車両（他の危険物を搭載しないものに限る。）は、危険物に該当しない。
SP405	容器、木枠又は他の梱包材で完全に収納（オーバーパックを含む。）された車両を除き、標札を付し、品名等を表示することを要しない。
SP406	次に掲げる要件を満たす場合は、少量危険物として運送することができる。 (1) 高压容器の許容容量が1リットル以下であること。 (2) IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であること。 (3) 試験圧力と容積を掛けた積が15.2メガパスカル・リットル（MPa・L）以下の高压容器であること。 (4) 同一の外装容器に他の危険物を収納しないこと。

SP407	発火物質を含まず、かつ、作動時に消火剤又はエアロゾルを散布しないものは危険物に該当しない。なお、容器に収納された状態において起動装置を取り外すか、又は偶発的な起動を防ぐための 2 以上の独立した安全措置を講じなければならない。消火剤散布装置であって、以下の要件を満たすものは国連番号3559の危険物に該当する。 (1) IMDGコード 2.1.3.4.2.2、2.1.3.4.2.3及び2.1.3.4.2.4の要件を満たしていること。 (2) 抑制剤が、国際基準又は国内基準により安全性が確認されているものであること。 (3) 作動時に容器外側の表面温度が200℃を超えないものであること。
SP408	1 界面活性剤を 1 質量%を超える濃度で含み、水酸化テトラメチルアンモニウムの濃度が8.75質量%以上であるものは、国連番号が2927（容器等級がⅠのものに限る。）の危険物に該当する。 2 界面活性剤を 1 質量%を超える濃度で含み、水酸化テトラメチルアンモニウムの濃度が2.38質量%を超え8.75質量%未満であるものは、国連番号が2927（容器等級がⅡのものに限る。）の危険物に該当する。

別表第一備考 10 の表中SP925の項を削る。

別表第一備考 10 の表中SP961を次のように定める。

SP961	車両は、次に掲げる積載場所の別により、いずれかの要件に該当するものは、P912、SP388及びSP977の要件を除き、危険物に該当しない。なお、車両の部品は脱落することがないように確実に取り付けられ、かつ、内部に搭載されたその他の危険物及び燃料電池エンジンの燃料及び燃料電池以外の危険物は、個別に収納され、それぞれの危険物に適用される要件に従い運送されるものであること。 (1) ロールオン・ロールオフ船又はロールオン・ロールオフ船以外の船舶であって船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する車両を積載することが認められた区域（以下、この項において「車両区域」という。）に積載する場合（車両が貨物輸送ユニットに収納され、ロールオン・ロールオフ船のコンテナ貨物区域に積載する場合を除く。）であって、電解液、燃料又は燃料ガスの漏えいがない車両（蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクが搭載されたものをいう。） (2) (1)以外の船舶又は車両区域以外の区域に積載する場合 (i) 燃料系統からの漏えいがなく、燃料タンク内の引火性液体類の量は450リットル以下であり、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が38℃以上の引火性液体類を燃料とする車両 (ii) 燃料タンクが空（燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいう。）であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が38℃未満の引火性液体類を燃料とする車両（燃料系統及び燃料タンクを洗浄又は清浄していないものを含む。） (iii) 燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカル以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火性高圧ガス（液化又は圧縮されたもの）を燃料とする車両 (iv) 電池の短絡を防止するための措置が講じられている蓄電池又はナトリウム電池を動力源とする車両 (v) バッテリーの電気エネルギーをなくすよう短絡されているナトリウムイオン電池のみを動力源とする車両。ただし、端子を接続するなど短絡が容易に識別できること。
-------	--

別表第一備考 10 の表SP972の項中「場合、」を「又は量産前の単電池若しくは組電池の試作品が試験のために運送される場合であって、機械若しくはエンジンに含まれている場合は、」及び「2.9.4.1」

を「、2.9.4.5.7、2.9.4.6.3、2.9.4.6.4」を削る。

別表第一備考 10 の表SP976の項を次のように定める。

SP977	ナトリウムイオン電池は、IMDGコード2.9.5の規定に適合するものであること。
SP978	1 容器収納方法は、以下のいずれかによること。 (1) 製造後、14日間以上大気に暴露させた後に容器に収納すること。 (2) 製造後、蒸気により冷却した後、容器収納時に不活性ガスを充填し、24時間以上放置すること。 2 容器収納時の製品の温度が40℃を超えないこと。 3 貨物輸送ユニットに収納する場合は、以下によること。 (1) 上部に30cmの間隙を設けること。 (2) 積載時の高さは1.5m以下とすること。 4 ブロックにまとめる場合は、以下によること。 (1) 1 ブロックあたりの体積が16m ³ 以下であること。 (2) ブロック間に15cm以上の間隙を設けること。

	5 危険物明細書に以下の事項を記載すること。 (1) 製造日 (2) 容器収納日 (3) 容器収納時の製品の温度
SP979	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1) 水蒸気賦活工程により製造されたことを証する書類が添付されているもの (2) 薬品賦活工程により製造された活性炭であって、備考2(4)iv)の自然発火性物質の容器等級の判定基準において自己発熱性物質に該当しないと判定されたものであり、かつ、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの

別表第8の3脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が10から18までのもの（炭素数が12から16までのものを除く。）であって、重合度が7のもの及びその混合物に限る。）の該当するものに関する規定。

エトキシ化プロポキシ化アルコール（アルコールの炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。）	Alcohols (C12-14) ethoxylated propoxylated	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
--	--	-----	---	----	----	----	--	--	-----	----	----	------	--	----	----------

別表第8の3アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）の該当「制御」や「開放」及び「密閉」や「開放」の該当「1. 12, 1. 17,」や並ぶ。

別表第8の3ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が2又は3のものであって、重合度が2から8までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が2から10までのものであって、アルキル基の炭素数が1から4までのものに限る。）及びそれらのホウ酸エステル混合物に限る。）の該当するものに関する規定。

アビシニアガラシ油	Brassica carinata oil	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
-----------	-----------------------	---	---	----	----	----	--	--	-----	----	----	---------	--	----	----------

別表第8の3ジメチルアミン水溶液（濃度が55質量%を超え65質量%以下のものに限る。）の該当するものに関する規定。

炭酸ジメチル	Dimethyl carbonate	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II B	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
--------	--------------------	-----	---	----	----	----	----	------	----	----	-----	------	--	----	------------------------------

別表第8の31ードデセンの該当「S/P」や「P」に並ぶ。

別表第8の3エチルトルエンの該当するものに関する規定。

急速分解バイオ油	Fast pyrolysis bio-oil	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
----------	------------------------	-----	---	----	----	----	--	--	-----	----	---	---------	--	---	---------------------

別表第8の3オレフィン（炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）の該当「P」や「S/P」に並ぶ。

別表第8の3ポリシロキサンに該当するものに関する規定。

ポンガミア油（粗製のものに限る。）	Pongamia/Karanja seed oil, crude	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
-------------------	----------------------------------	-----	---	----	----	----	--	--	-----	----	----	---------	--	----	----------

別表第8の3大豆油脂脂肪酸メチルエステルに該当するものに関する規定。

油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油（遊離脂肪酸の濃度が20重量パーセント以下のものであってヘキサンの濃度が1重量パーセント未満のものに限る。） ^m	Spent bleaching earth vegetable oil (up to 20% free fatty acids, less than 1% hexane) ^m	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
--	--	-----	---	----	----	----	--	--	-----	----	---	---------	--	----	------------------------------

油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油の脂肪酸蒸留物 ^m	Spent bleaching earth vegetable oil fatty acid distillate ^m	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3. 1. 12. 4. 1. 19. 6
---	--	-----	---	----	----	----	--	--	-----	----	---	---------	----	------------------------------------

別表第 9 可燃性物質類の項の次に次のように加える。

自然発火性物質	木炭	10kg
---------	----	------

別表第 10 腐食性物質の項に

「ハ ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。」を

「ハ ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。

- イ 清掃すること。
ロ 乾燥させること。
ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。」
- に定める 固形有害性物質の項に

ヒマの実 (危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。) UN2969	CASTOR BEANS UN2969	一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 二 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 貨物の表層以外の通風をしないこと。 七 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。
---	---------------------	--

ヒマの実 (危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。) UN2969	CASTOR BEANS UN2969	一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 二 特貨則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 貨物の表層以外の通風をしないこと。 七 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。
---	---------------------	--

電気炉系ダスト (造粒されたもの)*.**	ELECTRIC ARC FURNACE DUST, PELLETIZED	一 食料及び腐食性物質 (酸に限る。)と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 特貨則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
-----------------------	---------------------------------------	---

		五 ビルジュエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。 十一 清掃中、貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 十二 貨物の残渣はすべて取り除き、適切に廃棄その他の適切な措置をとること。
--	--	--

定める。

別表第二 医薬品等（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第53条第1項各号に規定するもの）（他に品名が掲げられているものを除く。）の運送方法及び積載方法。

医薬品、医療機器その他の物資（災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）第4条第2号に規定する災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶内又はこれに準ずる船舶内で使用するものに限る。）（他に品名が掲げられているものを除く。）	適当な容器	病室又は船長の指定した場所に積載すること。
---	-------	-----------------------

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の1部改正）

第十二条 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第105号）の1部を次のとおり定める。

別表第一 還元鉄（A）（熱間成形されたプリケット）の運送方法及び積載方法。「可燃性ガス」と「気体」と「進入しないようにする」と「入ることを防止するための措置をとる」と定める。

還元鉄（D） （含水率2％以上の微粒副生物）	DIRECT REDUCED IRON（D） （By-product fines with moisture content of at least 2%）	一 火薬類（等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 火薬類（等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。）と別の船舶に積載すること。 三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 （1）貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 （2）積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。 ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。 ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
---------------------------	---	--

- 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを記録すること。
- 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
- 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。
- 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計測し、記録すること。
- 十二 船積み後、24時間以上待機するとともに、航海開始前、船長は、次に掲げる事項を確認すること。
- イ 船倉が密閉されていること。
- ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
- ハ 船倉上部の水素濃度が1 Vol%以下に保たれていること。
- 十三 積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安全措置をとること。
- 十四 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認すること。
- イ 粒径が12mm以上の貨物の重量が貨物の全重量の3%以下であること。
- ロ 貨物の水分が2%以上であって、かつ運送許容水分値を超えないこと。
- ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
- 十五 船積み前、船長は、すべての作業従事者に貨物の危険性を周知し、認識させること。
- 十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。
- 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに酸素及び水素の濃度を計測することができる機器（空气中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。
- 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。
- 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。ただし、通風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしないこと。
- 二十 積載場所の水素濃度を0.2Vol%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用できるものとする。
- 二十一 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。
- 二十二 密閉された船倉内に自然通風装置を備えること。
- 二十三 積載場所の可燃性ガスは吸引排気により除去すること。
- 二十四 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
- 二十五 積載中、機械式通風装置が正常に作動しなくなった場合には、安全措置をとること。
- 二十六 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。
- 二十七 航海中、貨物の温度並びに積載場所における空气中的水素及び酸素の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内に2年間保管すること。
- 二十八 悪天候又は通風装置の故障の発生の後には、前号の計測の頻度を増やすこと。
- 二十九 積載場所の水素濃度が1 Vol%を超えないように予防措置をとること。
- 三十 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。
- 三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
- 三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空气中的水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vol%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vol%以下になるまで通風すること。
- 三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。
- 三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。

		三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 三十六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。
--	--	--

(液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正)

第三十条 液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示（平成1111年国土交通省告示第151111号）の1第2条の4の1を定める。

別表第一アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）の取扱いの取扱い。

バライト (重晶石) (浮遊選鉱により化学的等級にあるもの)	BARYTE, FLOTATION CHEMICAL GRADE	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 航海中、積載場所を通風しないこと。 七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 九 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
--------------------------------------	----------------------------------	---

別表第一銅スラグの取扱いの取扱い。

粉碎された花崗閃緑岩粉	CRUSHED GRANODIORITE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。
-------------	----------------------------	--

		四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
還元鉄 (D) (含水率 2 % 以上の微粒副生物)	DIRECT REDUCED IRON (D) (By-product fines with moisture content of at least 2%)	一 火薬類（等級が 1.4 であって隔離区分 S のものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 火薬類（等級が 1.4 であって隔離区分 S のものを除く。）と別の船舶に積載すること。 三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。 ロ 貨物を船積み前に 30 日以上養生していること。 ハ 貨物の温度が摂氏 65 度以下に保たれていること。 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを記録すること。 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計測し、記録すること。 十二 船積み後、24 時間以上待機するとともに、航海開始前、船長は、次に掲げる事項を確認すること。 イ 船倉が密閉されていること。 ロ 貨物の温度が摂氏 65 度以下に保たれていること。 ハ 船倉上部の水素濃度が 1 Vol% 以下に保たれていること。 十三 積載中に貨物の温度が摂氏 65 度を超えた場合には、安全措置をとること。 十四 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認すること。 イ 粒径が 12mm 以上の貨物の重量が貨物の全重量の 3 % 以下であること。 ロ 貨物の水分が 2 % 以上であって、運送許容水分値を超えないこと。 ハ 貨物の温度が摂氏 65 度以下に保たれていること。 十五 船積み前、船長は、すべての作業従事者に貨物の危険性を周知し、認識させること。 十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載場所の水素濃度を 1 Vol% 未満に保つこと。 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに酸素及び水素の濃度を計測することができる機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る）を船舶に備えること。

		十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措施をとること。 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。ただし、通風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしないこと。 二十 積載場所の水素濃度を0.2Vol%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用できるものとする。 二十一 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 二十二 密閉された船倉内に自然通風装置を備えること。 二十三 積載場所の可燃性ガスは吸引排気により除去すること。 二十四 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十五 積載中、機械式通風装置が正常に作動しなくなった場合には、安全措施をとること。 二十六 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 二十七 航海中、貨物の温度並びに積載場所における空気中の水素及び酸素の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内に2年間保管すること。 二十八 悪天候又は通風装置の故障の発生の後には、前号の計測の頻度を増やすこと。 二十九 積載場所の水素濃度が1 Vol%を超えないように予防措置をとること。 三十 ビルジウエルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vol%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vol%以下になるまで通風すること。 三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。 三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 三十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。
ダナイト粉	DUNITE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

		- 二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 - 三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 - 四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 - 五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
--	--	--

別表第一フライアッシュ（湿式）の項の次に次のように加える。

高炉系スラグ微粉末	GROUND GRANULATED BLASTFURNACE SLAG POWDER	- 一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 - 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 - イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 - ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 - ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 - 三 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 - 四 航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。 - 五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 - イ 清掃すること。 - ロ 乾燥させること。 - ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 - 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 - 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 - 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 - 九 航海中、船倉の通風口及び通路を閉鎖すること。 - 十 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
-----------	---	--

別表第一合成酸化鉄の項の次に次のように加える。

マグネサイト粉	MAGNESITE FINES	- 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 - イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 - ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 - ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 - 二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 - 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 - 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。 - 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 - 六 航海中、積載場所を通風しないこと。 - 七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 - 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 - 九 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
---------	-----------------	--

別表第一中

セメントカップー	CEMENT COPPER
----------	---------------

を

セレスチン（天青石）精鉱	CELESTINE CONCENTRATE
セメントカップー	CEMENT COPPER

に改める。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第四十条 その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第十五百二十九号）の一部を次のように改める。

別表第一ホウ砂（無水物）（天然又は精製）の項の次に次のように加える。

褐色溶融アルミナ	BROWN FUSED ALUMINA	一 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 二 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。
----------	---------------------	--

別表第一ドロマイトの項の次に次のように加える。

ダナイト	DUNITE	一 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
------	--------	-----------------------------

別表第一塩化カリウムの項の次に次のように加える。

硝酸カリウム	POTASSIUM NITRATE	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
--------	-------------------	--

別表第一ソーダ灰（凝縮されたもの及び粉状のもの）〔炭酸ナトリウム（凝縮されたもの及び粉状のもの）〕の項の次に次のように加える。

硝酸ナトリウム	SODIUM NITRATE	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
---------	----------------	--

硝酸ナトリウム及び硝酸カリウム混合物	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE
	- 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 - 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 - 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 - 四 雨中において荷役作業をしないこと。 - 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 - 六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 - 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。 - 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 - 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。

原表第2電氣所系ダスト(造粒されたもの)の製品名の譯中「電氣所系ダスト(造粒されたもの)」を照へて「液状化するおそれ及び化学的危険性を有するおそれのないもの」を照へて「溶融スラグ」を照へて「液状化するおそれ及び化学的危険性を有するおそれのないもの」を照へて。

附
則

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による

第三条 令和八年十二月三十一日前に製造された深冷液化された高圧ガスを収納するポータブルタンクの表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（次条において「新危告示」という。）第7号様式の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第１の国連番号の欄に「0351」、「0352」又は「0356」と掲げる危険物の運送基準については、新危告示別表第１の規定にかかわらず、令和八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。(液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化化等物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による

(その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この告示の施行の際現に船舶により運送されているその他の固体ばら積み物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千三百九十一号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 一 (略) 二 その他の危険物 イ スト (略)	別表 一 (略) 二 その他の危険物 イ スト (略)